④　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

⑤　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合の「担当業務分野」の分類は下記による。この場合、各建設企業は上記①～②の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記③の実績を有していること。また、担当業務分野ごとに上記④に示す主任担当技術者を配置できること。監理技術者又は国家資格を有する主任技術者が各担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを可とする。

「担当業務分野」

・給油施設
　給油施設の建設等に係る業務
・回転翼機格納庫、船艇用品庫
　回転翼機格納庫、船艇用品庫の建設等に係る業務

⑥　次に示す業務を実施する監理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

１）監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、建設業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

２）分担業務分野の主任担当技術者については、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

３）監理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。

⑦　次に示す要件を満たす監理技術者及び回転翼機格納庫並びに船艇用品庫主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、工事契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。

なお、第一次審査提出時において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

さらに在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の経営　譲渡又は会社分割にかかる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用県警の確認の事務取扱について」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向職員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合していること。

１）工事種別　建築工事

ア　配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

Ａ．一級建築士の免許を有する者

Ｂ．建設業法第15条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者

イ　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のＡ．からＣ．までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑤２）アによる。

Ａ．構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｂ．建物規模　延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫を除く）

Ｃ．建物用途　航空機格納庫又は特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）

ウ　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

エ　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

２）工事種別　電気設備工事

ア　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

Ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わる者に限る。））に合格した者。

Ｂ．国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

イ　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のＡ．からＣ．までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑤２）アによる。

Ａ．建物規模　１）イＢ．に同じ

Ｂ．建物用途　１）イＣ．に同じ

Ｃ．工事種目　電灯設備又は動力設備

ウ　１）ウに同じ。

エ　１）エに同じ。

３）工事種別　暖冷房衛生設備工事

ア　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

Ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。

Ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第２号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

イ　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のＡ．からＣ．までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む）の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。